

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、介護職員等特定処遇改善加算制度に(令和元年10月より施行)に基づいて行なうものであり、指定介護保険事業の介護に携わる従事者の処遇改善にともなう介護職員等特定処遇改善加算額の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 介護職員等特定処遇改善加算額支給対象者は、当法人が経営する指定介護保険事業に在籍する従事者であり、雇用形態は問わないものとする。

(介護職員等特定処遇改善加算額の支給について)

第3条 支給の単位を法人単位とし、別表1に応じて個人ごとに給付割合を算定。毎年4月1日に対象従事者の区分を見直し、介護職員等特定処遇改善加算額を給付割合に応じて一人に対して支給額を都度決定する。中途採用者については、採用時に区分を決定し、非常勤職員については、常勤換算を基準とし、支給額については都度決定とする。

(支給期間)

第4条 介護職員等特定処遇改善加算額の支給期間は、介護職員等特定処遇改善加算制度の実施期間とする。

(支給日)

第5条 特定介護職員処遇改善加算額の支給日は以下のとおりとする。

特定介護職員処遇改善加算額の支給日は以下のとおりとする。サービス提供月	支給月
4月・5月・6月・7月	8月一時金支給時
8月・9月・10月・11月	12月一時金支給時
12月・1月・2月・3月	5月給与支給時に一時金支給

イ. 対象サービス提供月に在籍し、且つ支給日に在籍したものに支給する。

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

＜別表 1＞区分	A経験・技能のある介護職員	Bその他の介護職員	C介護職員以外の職員
条件	<p>① 常勤の介護福祉士であって、法人介護経験において在籍10年以上を経過する者</p> <p>② 常勤の介護福祉士であって、且つ法人等級3等級以上のリーダー職以上に任命されている者</p> <p>※①又は②、又は①②を兼ねる者</p>	A以外の介護職員	生活相談員 介護支援専門員 栄養士 事務職員
給付割合 (平均支給額割)	3 Bの平均支給額を上回る こととする	2 Aの平均支給額を下回 り、且つCの平均支給 額の2分の1以上とす る	1 Bの平均支給額の2分 の1以下とする

この規定は令和1年10月1日より実施する
令和4年4月1日改定